

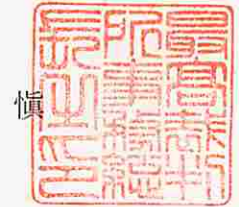
最高裁秘書第4656号

令和元年9月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

平成31年2月13日付け（同月15日受付，最高裁秘書第814号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

奥田昌道裁判官の履歴書（片面で4枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，個人識別情報（本籍地等）が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

1丁

				本籍		現住所		出生地	
年	号	月	日	事	項	氏名	出生年月日	旧氏名	出生年月日
昭和三七	三	四	一	京都大学法学部助手		おくだ まさ みち 道	昭和七年九月二十八日		
昭和三〇	三	二	四	京都大学法学部卒業					
昭和三五	四	一	一	京都大学法学部講師					
昭和四〇	五	四	一	京都大学法学部教授 (〜平成四年三月三十一日)					
昭和四五	五	四	一	比較法学会理事 (〜昭和六十一年五月)					
昭和五〇	一〇	一	二	日本私法学会理事 (〜昭和六十年一月)					
昭和五五	一	二	二	司法試験 (第二次試験) 審査委員に併任する					
昭和五七	一	二	二	任期は昭和五十六年十二月三十一日までとする 昭和五十七年度司法試験 (第二次試験) 審査委員に併任する	法務省				
昭和五八	一	九	一	併任の期間は昭和五十七年十二月三十一日までとする 昭和五十八年度司法試験 (第二次試験) 審査委員に併任する					
昭和五九	一	五	一	併任の期間は昭和五十八年十二月三十一日までとする 京都大学法学部長 (〜昭和六十年三月三十一日)					
昭和六〇	一	五	八	解除する 昭和五十八年度司法試験 (第二次試験) 審査委員の併任を					
昭和六一	一	五	六	信託法学会理事 (〜平成十一年二月) 法制審議会民法部会委員に併任する					
昭和六二	一	五	六	法制審議会民法部会委員に併任する					

履歴書用紙

裁判所

			履 歴 書 用 紙	裁 判 所	
年 号	月	日	事 項	庁	名
〃	四	一	平成四年度司法試験(第二次試験) 審査委員に併任する 併任の期間は平成四年十二月三十一日までとする	法 務 省	
〃	三	一	平成三年度司法試験(第二次試験) 審査委員に併任する 併任の期間は平成三年十二月三十一日までとする	法 務 省	
〃	六	一五	法制審議会民法部会委員に併任する	法 務 省	
〃	六	一五	法制審議会民法部会委員に併任する	法 務 省	
〃	六	一五	法制審議会民法部会委員の併任を解除する	法 務 省	
〃	四	一	京都大学法学研究科教授(〓平成八年三月三十一日)	法 務 省	
〃	六	一五	法制審議会民法部会委員に併任する	法 務 省	
〃	三	一	法制審議会民法部会委員の併任を解除する	法 務 省	
〃	四	一	京都大学名誉教授	法 務 省	

奥田昌道

年号	月	日	事	項	庁名
平成一一	三	三一	鈴鹿国際大学退職	裁判所	
"	四	一	最高裁判所判事に任命する		内閣
"	五	三一	簡易裁判所判事選考委員会委員と委嘱する		最高裁判所
"	四	一六	法制審議会委員と委嘱する		法務省
"	三	一	欧州各国における司法事情視察のため約十五日間の予定で欧州各国に出張を命ずる		
"			張を命ずる		最高裁判所
			平成十二年 五月十五日 出発		
			平成十二年 五月二十九日 帰着		
"	一三	二四	最高裁判所判例委員会委員と命ずる		
"	一四	二七	簡易裁判所判事選考委員会委員の委嘱を解く		
"	四	三	北米各国における司法事情視察のため約十五日間の予定で北米各国に出張を命ずる		
"					
"					
"					
"					
"	九	二一	法制審議会委員に任命する		法務省
"	"	二五	法制審議会民法部委員に任命する		法務省
"	"	一〇	法制審議会委員に任命する		"
"	"	"	鈴鹿国際大学教授		奥田昌道

履歴書用紙														裁判所															

奥田昌道

（平成十四年 五月 十三日 出発）
 （平成十四年 五月 二十七日 帰着）
 〃 〃 最高裁判所判例委員会委員を免ずる
 〃 〃 最高裁判所判例委員会委員を免ずる
 九二七 裁判所法第五十条の規定により最高裁判所評事定年退官